

第 126 号 議 案

財産の処分について

次の財産を処分するものとする。

所 在 地	種 目	数 量	価 格	相 手 方	処分の方法
長崎市神ノ島町 3 丁目189番38 ほか 5 筆	土 地	予定面積 69,492.65 平方メートル	予定価格 618,484,585円	長崎市深堀町 1 丁目 2 番地 1 三菱長崎機工株式会社 代表取締役 社長執行役員 空閑 哲雄	売払い

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

洋上風力関連事業等に係る工場用地として長崎港神ノ島工業団地の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。